

2014・06・24 監事第1号
平成26年6月24日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

理事長 河野博文 殿

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

監事 窪田 寛 印

監事 肥後 治 樹 印

監査報告書

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25事業年度における業務及び会計について監査を実施した結果は、下記のとおりである。

記

1. 監査の方針（重点項目）

適法性監査を基本としつつも、業務運営の効率性、業務の有効性・合目的性等の観点からも検討を行うという方針のもと、平成25年度監査においては以下を重点項目として監査を実施した。

- (1) 意思決定プロセスと内部統制の状況
- (2) リスクマネー供給事業の管理体制及びリスク管理体制の状況

2. 監査方法の概要

- (1) 役員会その他業務の運営に関する会議に出席
 - ・ 役員会 44回出席
 - ・ 役員会以外の機構業務にかかる重要会議 141回出席
 - ・ 採択検討委員会 5回出席

- (2) 重要な決裁書類等の閲覧
 - ・ 重要な決裁書類等（500万円以上の契約に関するもの、機構内規則の制定に関するもの、それ以外で重要なもの（理事長が最終決裁者であるもの及び理事長に供覧・報告されるもの））の閲覧 1,363件
- (3) 機構各部門に対する業務実施状況等の監査等
 - ・ 各部・室に対するヒアリング
 - ・ 個別の案件やテーマについての実査やヒアリング
- (4) 機構の国内支所及び海外支所における業務、会計及び財産の状況の監査等
 - ・ 国内備蓄基地事務所（15事務所中4）：福井、志布志、串木野、福島
 - ・ 鉱害防止支援・地熱開発事務所（3事務所中1）：九州
 - ・ 柏崎テストフィールド管理事務所
 - ・ 海外事務所（14事務所中4）：サンティアゴ、リマ、ヒューストン、メキシコ
- (5) 財務諸表及び決算報告書についての会計監査人（新日本有限責任監査法人）からの報告及び説明等
 - ・ 監査状況報告（監査の都度）：平成25年12月～平成26年6月 合計6回
 - ・ 決算監査報告：平成26年6月16日
- (6) 業務運営の状況についての理事長との懇談
 - ・ 理事長との懇談会（四半期毎）：4回実施
- (7) 監査室との情報共有
 - ・ 合同監事会（監査室との意見交換会）：9回実施

3. 平成25事業年度の機構業務及び会計についての監事の意見

- (1) 財務諸表等について
 - ① 財務諸表は、機構会計規程、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準等に準拠して作成されており、機構の財政状態等を適正に表示しているものと認める。
 - ② 決算報告書は、機構の予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
 - ③ 事業報告書は、機構の業務実施状況を正しく示しているものと認める。
 - ④ 会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

(2) 業務の実施状況について

① 業務全般

各部・室、国内及び海外の支所に対する業務監査の結果、関係法令もしくは機構の諸規程類に違反する重大な事実は認められなかった。

第三期中期目標期間の初年度として多面的な活動を行い、新たな展開のための端緒を開いたと評価できる。中でも、従来必ずしも資源開発に十分に生かされてこなかった日本の先端技術をベースに資源開発のための実用的技術を開発するという技術ソリューション事業と、資源国・資源開発現場での技術的ニーズと日本の技術シーズのマッチングを目指した「J-SUMIT」（経済産業省との共催）や「JOGMEC Techno Forum 2013」の成功は、資源国等との長期的な関係を構築し資源の安定供給を確保するという機構の本来目的からも大きな成果と評価できる。

備蓄分野では、平成24年度に完成した倉敷・波方の地下備蓄基地への石油ガスの購入が開始されたことは評価できる。ただ、波方基地において地元自治体との環境協定書に定められた報告に遅れが生じた点については、業務管理の一層の徹底を図ることが求められる。

平成24年度に加わった石炭や地熱の分野でも、新たな調査事業も開始され、地熱では2件の発電事業に必要な資金に係る債務保証を行うことを決定するなど適切に行われていると認められる。

平成25年度から承継した石炭経過業務についても、承継に伴う事業の中断もなく適切に業務が進められていると認められる。

② 予算の管理状況

機構の業務の大部分が資源保有国等との協力・共同事業や民間会社の行う事業への資金供給業務であり、資源保有国等との調整の遅れや共同事業等の外国企業パートナーの事情等により、事業が予定どおりに進展しない事態が恒常的に発生しており、予算繰越しの原因となっている。これは、外国において外国企業と共同で行う資源開発事業においては不可避的なリスクといえるが、機構内部での対応を工夫し、きめ細かく事業の進捗状況と今後の進捗見込を把握する努力を積み重ね、状況の変化に応じて何度も予算を配分し直しており、管理状況の改善が進んでいると評価できる。

③ 意思決定プロセスと内部統制の状況

機構の意思決定は、稟議書による文書決裁によることが決裁規程で定められている。各部の主要業務の業務フローを検討した結果、概ね情報共有や内部牽制プロセスを踏んだ上で決裁規程等に則って意思決定するフローとなっており、閲覧した稟議文書も概ね適切に処理さ

れている。ただ、比較的短期間に委託先等外部との調整が必要な場合等においては、機構内の連絡・調整や決裁手続き・合議等が輻輳する等により意思決定プロセスが分かりにくくなる恐れがあることなどに留意し、意思決定フローの一層の明確化に引き続き取り組むことが望まれる。

また、重要な意思決定に際しては、文書決裁に先立ち十分な検討を行うため、関係役職員による検討の場（三役レク等）を設け、理事長によるガバナンスの強化に努めており、意思決定の明確化等の点から評価できる。

内部統制という点では、現場での個々の業務管理も重要であるが、これについては一層の整備・拡充が期待される。

なお、監事は、上記１（１）及び（２）に記載したように、時間的に可能な限りこれらの会議に出席し、重要な決裁書類等を閲覧等するなどにより、検討プロセス等を確認している。

④ リスクマネー供給事業の管理体制及びリスク管理体制の状況

リスクマネー供給事業の対象事業の管理は各担当部で行われており、平成25年度は石油・天然ガス部門の事業管理の状況につき決裁書等を基にサンプル調査を実施し、適正に管理されていることを確認した。

機構の資産や債務としての株式や保証による資本毀損リスクについては、四半期毎に出資・保証の全案件につき横断的なチェックが行われ、その結果等について理事長に報告されており、適切に行われているものと認められる。

なお、当該理事長への報告に当たっては、監事も同席して現状を確認している。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成26年6月16日

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 河野博文殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 浩明 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 江戸川 泰路 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25事業年度のすべての勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類（案）及び勘定別損失の処理に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表について監査を行った。

財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（すべての勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類（案）及び勘定別損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の石油天然ガス等勘定、投融資等・金属鉱産物備蓄勘定、金属鉱業一般勘定、金属鉱業鉱害防止積立金勘定、金属鉱業鉱害防止事業基金勘定及び石炭経過勘定に係る各勘定別財務諸表並びに法人単位財務諸表が我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び損失の処理に関する書類（案）並びに決算報告書に対する意見>

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25事業年度の各勘定に係る利益の処分に関する書類（案）及び損失の処理に関する書類（案）並びに各勘定に係る決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。

利益の処分に関する書類（案）及び損失の処理に関する書類（案）並びに決算報告書に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）及び損失の処理に関する書類（案）を作成すること並びに予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分に関する書類（案）及び損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか並びに決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び損失の処理に関する書類（案）並びに決算報告書に対する監査意見

当監査法人の監査意見は次のとおりである。

- (1) 各勘定に係る利益の処分に関する書類（案）及び損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 各勘定に係る決算報告書及び法人単位決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

<事業報告書に対する報告>

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25事業年度の事業報告書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

事業報告書に対する報告

当監査法人は、事業報告書(会計に関する部分に限る。)が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成26年6月16日

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 河野博文 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 浩明 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 江戸川 泰路 印
業務執行社員

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25事業年度の金連結財務諸表、すなわち、石油天然ガス等勘定、投融資等・金属鉱産物備蓄勘定及び金属鉱業一般勘定に係る勘定別連結貸借対照表、勘定別連結損益計算書、勘定別連結キャッシュ・フロー計算書、勘定別連結剰余金計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる勘定別連結財務諸表並びに法人単位連結貸借対照表、法人単位連結損益計算書、法人単位連結キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる法人単位連結財務諸表について監査を行った。

連結財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の石油天然ガス等勘定、投融資等・金属鉱産物備蓄勘定及び金属鉱業一般勘定に係る勘定別連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに法人単位連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び特定関連会社の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上